

○ 会 議 録

会 議 名	令和4年度第3回 基山町都市計画審議会			
開催年月日	令和5年3月9日（木）			
開催場所	基山町役場 3階 301会議室			
開閉会日時	開会	13時25分		
	閉会	14時45分		
出席者並びに 欠席者 出席 8名 欠席 2名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	栗野 久明	出	山口 信善	欠
	田口 英信	欠	埜口 益美	出
	大久保 由美子	出	水田 久男	出
	天本 勉	出	日野 春記	出
	宮崎 厚志	出	勝木 博子	出

傍聴者 0名

～ 13時25分 開会～

発言者：事務局

それでは定刻前ではあるが、皆様お揃いのため始めさせていただく。基山町都市計画審議会設置条例第7条第2項に基づき、委員の方の2分の1以上の出席があるため、会が成立していることを報告する。また、基山町審議会等の会議の公開に関する規程第3条により本審議会は公開となる。傍聴は0名。それでは、はじめに定住促進課長の山田よりご挨拶を申し上げます。

発言者：事務局 課長

本日は年度末の忙しい中ご出席いただき、感謝申し上げます。本日の都市計画審議会は今年度最後の開催になる。今回の都市計画審議会の議題についてだが、まず基山町都市計画マスタープランの審議をお願いしたい。基山町では平成18年度に策定した基山町都市計画マスタープランの見直しを令和3年度から行っており、都市計画審議会専門部会で重点的に審議していただき、本日皆様に最終案をお配りしている。もう1点が市街化調整区域における地区計画の運用基準の改正についてである。佐賀県が定めた地区計画に関する協議指針に内容に即した改正を行う予定である。

委員の皆様におかれては、本日の審議会が現在の任期期間での最後の会議になるが、任期期間中に立地適正化計画の策定、地区計画の計画審議など様々な議題についてご審議いただいた。委員の皆様のおかげで、都市計画の観点においては、町の総合計画で掲げた基山町が目指す将来像「住む人にも訪れる人にも満足度No.1のまち基山の実現」という目標に近づいてきていると感じている。3年間にわたり基山町の都市計画行政にご尽力いただき感謝申し上げます。

発言者：事務局

それでは、ここからの議事は会長にお願いする。

発言者：会長

それでは、早速議題に入る。(1)基山町都市計画マスタープランの策定について、事務局より説明を。

発言者：事務局

資料1、基山町都市計画マスタープラン本編を使用して説明を行う。なお、基山町都市計画マスタープラン本編については、都市計画マスタープラン検討委員会、基山町都市計画審議会専門部会において重点的に審議いただいているので、詳しい説明は省略させていただく。

まず、令和3年度から行ってきた都市計画マスタープランの見直しの手続きについてである。令和3年は、町民アンケート調査、基山中学校2年生を対象としたアンケート調査、計画案の骨子を作成した。令和4年は、地域別懇談会の開催、都市計画マスタープランの素案を作成・審議を行い、都市計画マスタープラン計画案を作成した。令和5年1月以降には、都市計画マスタープラン案に関する意見募集、住民説明会、パネル展示を行い、住民の皆様から計画案に関して意

見をいただき、計画に反映させた。

次に資料1、基山町都市計画マスタープラン概要版についてである。概要版は町内の全世帯に対して4月中旬頃に配布を予定している。概要版では、町内の土地利用の方針を中心に計画の中で特に重要な項目をピックアップして掲載している。各章ごとの要点を説明させて頂く。1章の都市計画マスタープランの概要では、都市計画マスタープランの役割と位置付け、目標年次について記載している。都市計画マスタープランの位置付けとしては、佐賀県が定めた都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と第5次基山町総合計画を上位計画とし、町の関連計画と整合性が図られている。令和3年度に策定した基山町立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版となっている。計画期間はおおむね20年間とし、10年を目途に必要なに応じて見直しを行う予定である。なお、10年を目途に見直しを行うという記載については、当初は記載する予定はなかったが、意見募集での町民の方からの意見を踏まえ記載することとした。2章のまちづくりの基本方針では、まちづくりの基本理念・将来像・方向性について記載している。基本的には、都市計画マスタープランの上位計画である第5次総合計画に示されている基本理念・将来像・方向性を踏襲している。また将来像を実現させるために、将来のまちの姿を拠点、軸、ゾーンの3つに分けて分析し、将来都市構造図として示している。第3章のまちづくりの部門別方針では、町内の土地利用の方針とその他部門の方針について記載している。土地利用の方針では、第2章で示した将来都市構造図をより細かいゾーンに分けて分析し、土地利用方針図として示している。今回の見直しで新たに追加した点として、新市街地エリア、6次産業化推進エリア、産業振興エリアの3つのエリアを新設した。新市街地エリア、産業振興エリアについては、地区計画制度を活用し、新たに住宅用地や産業用地の確保を目指すエリアとして位置付けている。6次産業化推進エリアは、農作物加工施設等の誘致推進を目指すエリアとして位置付けている。その他部門の方針では、土地利用以外の交通体系、公園緑地、その他の都市施設、防災・防犯、都市環境・景観、人にやさしいまちづくりの6つの部門に分けて基本的な考え方と施策の概要を示している。特に交通体系では、現在町内を運行しているコミュニティバスを活用した交通関係の取組について、記載を充実させた。また都市環境・景観では令和4年度に基山町環境基本計画を策定し、低炭素社会の実現に向けた取組を推進しているためその点の記載を充実させた。第4章まちづくりの地域別方針では町内をけやき台駅周辺地域、基山駅以南地域、中山間地域の3つに分けて地域ごとのまちづくりの方針、まちづくりの方針図を定めた。なおまちづくりの方針は、令和3年度に実施した町民アンケート調査結果、地域別懇談会での意見を踏まえて内容を決定した。各地域における施策の概要は記載しているとおりだが、基山駅以南地域では、町民アンケート調査でのご意見を踏まえて中心生活拠点に関する方針についての記述を充実させ、中山間地域では、農地の維持や集落の活性化についての記述を充実させた。第5章実現化方策では、第4章までに定めたまちづくりの目標を実現させるための取組について、また、平成23年に策定した基山町まちづくり基本条例の規定に従い、町民の参加の機会を保障しながら協働のまちづくりを進めていく旨を記載している。

最後に、都市計画マスタープラン案に関するパブリックコメントの提出意見とその回答について、1月4日から17日まで意見募集を行い、2件の意見書の提出があった。いただいた意見については、可能な限り計画に反映させた。要点をしぼって説明させていただく。まず1点目は、計画案に専門用語や業界用語が多数見受けられ、分かりにくいという意見をいただいたので、巻末

への用語集の追加、また専門用語を分かりやすい用語に置き換えることで対応した。2点目は、低未利用地の状況の出典資料の情報が平成29年度のものであり情報が古いという意見をいただいたので、出典資料については最新が平成29年度のものであり修正は行えなかったが、文中に令和4年度時点の低未利用地の情報について追記することで対応した。最後3点目は、地域ごとのまちづくり方針図について、取組概要が現状を記載したのみで、まちづくりビジョンを記載しているとは言い難いという意見をいただいたので、これからのまちづくり方針を明確にするために、まちづくり方針図に具体的な取組事例を記載することで対応した。なお本日皆様にお配りしている基山町都市計画マスタープラン本編は、これらの意見を反映させたものになっている。説明は以上である。

発言者：会長

この件について審議する。皆様からの意見等はないか。

発言者：委員

1月に住民へ公開された計画案の段階から大きく変更された点があれば説明いただきたい。

発言者：事務局

まちづくりの部門別方針の土地利用方針図について、2点大きな変更を行った。まず、長野原地区一帯と基山町役場西側を農地集落エリアから新市街地エリアへ変更した。変更した理由としては、基山町都市計画マスタープランの上位計画である佐賀県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、当該地区が住宅エリアと位置付けられているため、上位計画と記載をそろえるためにエリアの変更を行った。もう1点が、町営球場北側を6次産業化推進エリアから産業振興エリアへ変更した。変更の理由としては、2月に町の産業振興課が当該地区における企業誘致に関する嘆願書の提出を受けたため、企業誘致が進むかは未定だが、町としては嘆願書を踏まえて企業誘致を推進していければと考えているため、エリアの変更を行った。

発言者：委員

概要版は事務局や専門部会で精査してあるので、内容については異存ない。ただ町民全世帯に配布するとのことだが、表紙が現状のものだと目立たないので、町民が目を通してたくなるようなデザインに変更してはどうか。

発言者：事務局

概要版表紙については修正を行う。

発言者：委員

2月27日の都市計画審議会専門部会において、町営球場北側の企業誘致について議論し、専門部会長から基山町都市計画マスタープラン本編に産業振興と農地の維持管理の両立について、文言を追加するようとのアドバイスがあった。企業誘致がすすむことにより周辺農地に影響を及ぼすことが予想されるが、基山町都市計画マスタープラン本編に部会長の意見は反映されている

のか。

発言者：事務局

基山町都市計画マスタープラン本編の 91 ページに反映させている。

発言者：会長

他に意見がなければ、本議題について決議を行う。基山町都市計画マスタープランの策定について承認される方は挙手をお願いする。

(賛成：8 名、反対：0 名)

発言者：会長

全員賛成ということで、計画を承認し答申書を作成する。

続いて(2)市街化調整区域における地区計画の運用基準の一部改正について、事務局から説明を。

発言者：事務局

資料 2 を使用して説明を行う。市街化調整区域における地区計画の運用基準の改正について、佐賀県が定めた地区計画に関する協議指針の内容に即して改正を行えればと考えてれる。変更を行う箇所の概要としては、6. 対象外の地区の規定に、佐賀県が定める市街化調整区域における地区計画に関する協議指針に沿って、「ただし、計画決定までにこれらの区域の除外又は必要な対策等が行われるものについてはこの限りでない。」という例外規定を追加するという変更である。

また令和 5 年度中に、基山町役場周辺で住居系の地区計画の申出を受ける予定の地区があり、当該地が市街化調整区域における地区計画の運用基準の 6. 対象外の地区の(1)農業振興地域の整備に関する法律に規定する「農用地区域」に該当しており、令和 6 年 5 月には農用地区域から除外される予定である。現状の運用基準では、令和 6 年 5 月まで地区計画の申出を受付することができないため、速やかに地区計画の申出を受付するために、また、佐賀県の協議指針と記載内容をそろえるためにも、今回基準の変更を行えればと考えている。説明は以上である。

発言者：会長

事務局から説明があったが、皆様からの意見等はないか。

(意見なし)

発言者：事務局

今後の手続きとしては、市街化調整区域における地区計画の運用基準の改正内容について、町ホームページ等で公開し、また佐賀県など関係機関へも周知を行う予定である。

発言者：会長

議題については以上となる。最後に、(1)基山町都市計画マスタープランの策定について答申する。事務局には答申書の作成をお願いする。ここで暫時休憩とする。

(10 分間休憩)

発言者：会長

会議を再開する。事務局から答申案について説明を。

発言者：事務局

基山町都市計画マスタープランの策定については、計画どおり異存はない。但し、計画を検討する過程においていただいた意見を付帯意見として附している。以上の内容を答申案とさせていただきたい。

発言者：会長

答申案について意見はあるか。答申案の内容で答申してよいか決議を取る。賛成の方は挙手をお願いする。

(賛成：8名、反対：0名)

発言者：会長

全員賛成ということでこの内容で答申を提出することとする。本日の議題内容は以上である。進行を事務局にお返しする。

発言者：事務局

円滑な議事進行に協力いただき感謝申し上げます。

最後に、本日の審議会が委員の皆様にとって、任期中最後の審議会であった。3年間様々な議題についてご審議いただいたことに感謝申し上げます。これをもって、本日の審議会を終了する。

～ 14時45分 閉会 ～